

北空知衛生センター組合職員給与条例

昭和42年3月2日
組合条例第2号

改正 昭和45年 3月 2日組合条例第1号 昭和50年 3月28日組合条例第2号 平成14年 7月 8日組合条例第2号
昭和46年 2月 6日組合条例第1号 昭和51年12月 2日組合条例第1号
昭和48年 3月30日組合条例第1号 昭和53年 3月28日組合条例第1号
昭和48年12月24日組合条例第3号 昭和54年 3月29日組合条例第3号
昭和49年 3月29日組合条例第1号 昭和61年12月29日組合条例第1号
昭和49年12月23日組合条例第2号 平成13年 3月26日組合条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、北空知衛生センター組合職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 前条に定めるもののほか、職員の給与に関しては、深川市職員給与条例（昭和38年深川市条例第9号）を準用する。ただし、地方自治法第252条の17の派遣職員及び研修のために派遣された職員については、派遣をした自治体の職員給与条例等を適用することができる。

(平14組合条例2・一部改正)

(委任)

第3条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(平14組合条例2・一部改正)

附 則 (昭和45年3月2日組合条例第2号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年2月6日組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年1月1日から適用する。

附 則 (昭和48年3月30日組合条例第1号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月29日組合条例第1号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年12月23日組合条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年3月28日組合条例第2号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年12月2日組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年3月28日組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年5月1日から適用する。

附 則 (昭和54年3月29日組合条例第3号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月29日組合条例第1号）

この条例は、昭和62年1月1日から適用する。

附 則（平成13年3月26日組合条例第2号）

この条例は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年7月8日組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。